

- 介護保険サービスの利用にあたっては、一定の利用者負担を求めているが、居宅介護支援については、制度創設時以来、ケアマネジメントの利用機会を確保する観点等から利用者負担を取らない取扱いとされてきた。しかし、介護保険制度創設から20年以上が経ち、現状では、ケアマネジメントに関するサービス利用が定着。利用者が本来負担すべきケアマネジメントに係る費用を現役世代の保険料で肩代わりし続けることは、世代間の公平の観点からも不合理。
- また、ケアマネジメントについて利用者負担を取らない取扱いは、利用者側からケアマネジャーの業務の質へのチェックが働きにくい構造。保険者によるケアマネジメントの質の評価とあわせて、利用者自身が自己負担を通じてケアプランの質に関心を持つ仕組みとする必要。

(参考) 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程) (2023年12月22日閣議決定)

「ケアマネジメントに関する給付の在り方(利用者負担等)については、利用者やケアマネジメントに与える影響、他のサービスとの均衡等も踏まえながら、包括的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始(2027年度)までの間に結論を出す。」

◆ケアマネジメントに係る費用のイメージ

○ ケアマネジメント(居宅介護支援)に係る費用額(2023年度実績)
5,356億円

1割負担相当分(約536億円)
の内訳に関する機械的試算

国費 134億円(25%)	都道府県・市町村 134億円(25%)
高齢者の保険料 123億円(23%)	現役世代の保険料 144億円(27%)

利用者
負担なし

現役世代の負担(毎年)

(注) 自己負担は、所得の状況に応じて1～3割となることに留意。

◆ケアマネジメントに自己負担がない理由

「介護保険制度の見直しに関する意見」(2016年12月介護保険部会)

現在、居宅介護支援や介護予防支援のいわゆるケアマネジメントサービスには利用者負担はない。これは、要介護者等の相談に応じ、その心身の状態等に応じた適切なサービスを利用できるよう支援する新しいサービスの導入にあたり、要介護者等が積極的に本サービスを利用できるよう、制度創設時に特に10割給付のサービスと位置づけたものである。

◆受給者一人当たり介護サービス費用

10.1万円/月

ケアプラン作成等費用	利用者負担なし(注)
訪問介護・通所介護など	利用者負担

(要介護2・月ごと)

(注) 仮に1割自己負担を導入した場合の受給者1人当たり費用額から粗く計算できる要介護2の者の月ごと自己負担額は1,400円程度
(「介護給付費等実態統計」(2024年4月審査分))。

◆ケアマネジメントの公正中立性に対する懸念

ケアプラン作成に当たり問題となり得ること

(n=336、現場のケアマネジャーへのアンケート)

事業者の都合により、同一住宅・ホーム内の利用者のケアプランが画一的なものとなっている	全回答の40.2%
事業者の都合により、区分支給限度基準額いっぱいまで同一法人による介護保険サービスを設定したケアプランが多い	全回答の37.2%
事業者の都合を意識することで、利用者にとって必要な介護保険サービスがケアプランに位置づけることが難しい場合がある	全回答の31.8%

(出所) 厚生労働省「サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成に向けた調査研究 報告書」(2022年3月)。

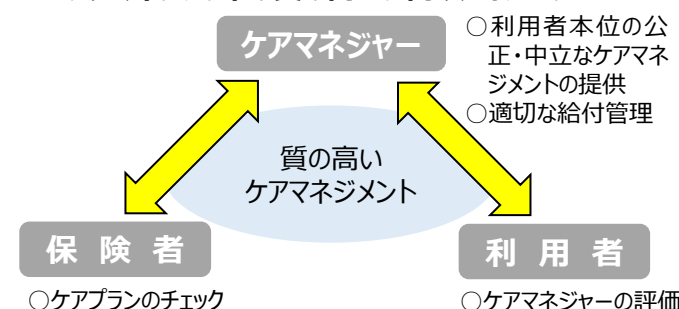
サービス利用の障害
との声は聞かれない

28.3万円/月

ケアプラン(施設サービス計画)作成等費用	利用者負担あり
施設介護サービス費(特養)	利用者負担

(要介護3・月ごと)

◆ケアマネジメントの質の向上に向けたイメージ



【改革の方向性】(案)

- 質の高い介護サービスを提供する上で、利用者の立場に立ってケアプランを作成するケアマネジャーは重要な役割を果たしており、公正・中立なケアマネジメントを確保する観点から、質を評価する手法の確立や報酬への反映と併せ、居宅介護支援に利用者負担を導入することで、質の高いケアマネジメントが選ばれる仕組みとする必要。